

論文審査の結果の要旨および担当者

| | | | |
|------|---|---|---|
| 報告番号 | ※ | 第 | 号 |
|------|---|---|---|

氏 名 SARNTIKASEM Apipong

論 文 題 目 Regulatory Framework for the International Choice
of Court Agreements in Thailand: Revisiting the Validity and
Jurisdictional Protection of Weak Parties

(タイにおける国際裁判管轄合意法制の整備—有効性と弱者保護の再検討)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

名古屋大学大学院法学研究科教授 村上正子

名古屋大学大学院法学研究科教授 COLOMBO

Giorgio Fabio

論文審査の結果の要旨

I 審査論文の概要**1 論文の位置づけ**

本論文のテーマは、「タイにおける国際裁判管轄合意法制の整備－有効性と弱者保護の再検討」というものである。

本論文は、国際的裁判管轄合意における当事者自治と国際民事紛争における弱者保護の要請とのバランスを図りつつ、タイにおける国際的裁判管轄合意についての新たな規制枠組と明文規定のモデルを提言するものである。

2 本論文の構成

本論文は 6 章から成る。

第 1 章「序論」では、EU や日本において国際的裁判管轄合意について新たな規定が導入されたのとは対照的に、タイにおいては 1991 年の改正で、主として弱者保護の観点から国際的裁判管轄合意に関する規定が民事訴訟法から削除され、そのため管轄合意の有効性や効果に関し不明確な状況が生じていること、そこで、タイにおける国際取引を容易にするためにも、管轄合意に関する新たな規制枠組の導入が必要であり、その際には、当事者自治と弱者保護の要請との間で適切なバランスが図られることが肝要であることが指摘される。その上で、国際的管轄合意における当事者自治の概念の検討と、タイの法的・社会的・経済的状況に基づき管轄合意を促進するための法改革のための明文モデルの設計という本論文の目的が示される。

第 2 章「タイの法体系と法廷地選択における当事者自治」では、検討の出発点として、タイ裁判所の現行法上の国際裁判管轄と、法廷地選択における当事者自治の欠如から生じる問題が分析される。まず、現行の国際裁判管轄規定が概観された後、国際的裁判管轄合意に関する規定の変遷が紹介される。嘗ては、書面での管轄合意が有効であること、但し、選択される法廷地は、当事者の一方の住所、請求原因が生じる地、又は紛争の対象である財産の所在地でなければならないという規定があったものの、1991 年の改正において、銀行、保険会社、大企業による濫用の恐れ等から同規定が削除され、そのため、現在、管轄合意の効力に関して不明確な状況がタイでは生じていることが示される。すなわち、裁判例・学説は、国際的裁判管轄合意の有効性に好意的であるものの、最高裁は、これまで非専属的管轄合意についてしか扱っておらず、専属的管轄合意の有効性については未だ不明確な状況が続いていること、また、管轄合意の範囲、方式、有効性の要件についても不明確なままであることが指摘される。そして、このような状況において、タイでは、当事者自治が十分に尊重されていないこと、法的安定性が欠如していること、複合運送契約に関する特則との間で不整合が生じていること、そして、国際的動向にも合致していないこと等の問題点が指摘される。

第 3 章「法廷選択における当事者自治」では、法廷地選択における当事者自治の基礎と正

当化根拠が分析される。最初に、当事者自治の法源として、国家法による見解と国際法による見解が紹介された上で、管轄合意の法源が依然として国家法にあること、しかし、近時国際私法において個人が中心的主体となっており、準拠法や法廷地の選択において個人の意思が考慮されるべきであるという当事者を中心としたアプローチが世界的傾向にあることが指摘される。次に、法廷地選択における当事者自治の理論的根拠として、個人レベル及び社会全体への効用、すなわち、法的予測可能性と当事者の期待、人権、国際取引と法的発展の促進、経済的効率性等の根拠が夫々検討される。最後に、国境を越える取引における管轄合意の法的性質、積極的・消極的効果、類型（専属的・非専属的合意、非対称的合意、ハイブリッドな合意）が、各国の例を用いて説明される。

第4章「管轄合意の有効性」では、国際的裁判管轄合意の形式的・実質的有効性が論じられる。まず、形式的有効性に関する要請の合理性が、日本、EU、ハーグ管轄合意条約における具体的規定の比較において論じられる。次に、実質的有効性に関して、分離可能性原則、有効性判断の準拠法（法廷地法とする立場と、紛争の対象となる合意についての実体準拠法とする立場との対立）、法律関係の特定性要件、排他性の推定といった論点が論じられる。最後に、非対称的管轄合意の有効性に関する各国の取扱いが確認され、その有効性に関する理論的枠組が提唱される。そこでは、実体準拠法上の有効性、明確性、公平性が要求される。

第5章「管轄合意における裁判管轄上の弱者保護」では、管轄合意における弱者保護に関する適切な枠組が検討される。最初に、国際裁判管轄上の弱者保護の必要性が、限定された合理性（過度の楽観主義、近視眼性、情報過多等）、行動上の市場の失敗、認知バイアス等の行動経済学の知見から説明された上で、デフォルト・ルール、情報開示、強行規定等、行動経済学に基づく規制手法が検討される。次に、日欧における消費者・労働者に関する管轄合意と仲裁合意の特則が紹介され、行動経済学の観点からの実効的枠組として、消費者・労働者に関する特則の導入とその適切な調整という対応が提唱される。さらに、消費者・労働者以外の非典型的弱者を保護するための包括的枠組としての公序につき、アメリカ、日本、ハーグ条約、EUにおける議論が紹介される。

第6章「タイにおける国際的裁判管轄合意のための規制枠組と法的改革」では、以上の議論を踏まえた上で、タイにおける国際的裁判管轄合意についての適切な法的枠組が提唱される。まず、タイ裁判所が管轄合意に基づき国際裁判管轄を肯定又は否定すべきであることが確認された上で、特定性要件や排他性の推定をも含んだ形での実体的・形式的成立要件、消費者・労働者についての特則とその他の弱者についての公序要件、及び、非対称的管轄合意の有効性についての取扱いが論じられる。最後に、本論文が国内の管轄合意や専属管轄を扱わなかったこと等、その射程が示され本論文は締め括られる。

II 評価

1 学問的寄与

近時、国際裁判管轄における管轄合意の重要性は高まっており、その有効性や効果を巡っ

て議論が国際的に活発化している。本論文は、それらの議論動向を詳細に分析しながら、タイに対し適切な明文規定の導入を提言するものであり、時宜を得たものであると言える。

具体的意義としては、以下の点を挙げる事が出来る。

第一に、国際的管轄合意に関する論点を包括的に採り上げ、国際的な議論動向を詳細に分析・検討した点である。主たる対象は日本と EU であるが、必要な限りにおいてハーグ管轄合意条約、米国における議論も分析・検討され、さらに、仲裁合意に関する議論との対比もなされている。本論文におけるこのような広範な比較法的分析が、その提言に説得力を与えているという事が出来る。

第二に、弱者保護に関する議論において、行動経済学の知見を導入しようと試みた点である。行動経済学に関しては、消費者法等の分野において論じられることが多いが、抵触法においては未だ殆ど論じられていない状況にある。本論文は、行動経済学の知見を国際的裁判管轄合意における規制のあり方の検討に活用しようとした国際的にも初めての論文であり、高く評価することが出来る。

第三に、タイ法に対し、実現可能な形で、明文規定モデルを極めて具体的に提言した点である。タイは、現在、国際裁判管轄に関する規定に関する立法を検討しているところであり、本論文は、国際的裁判管轄合意に関する規定の導入を検討する際、非常に有意義な指針を提供するものと評価出来る。

形式的にも、本論文の叙述は非常に読み易く、構成もしっかりしていて流れが一貫しており、長さを感じさせないものになっている点、また、このテーマに関する日本語・英語での文献を網羅的に参照している点が評価出来る。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

他方、本論文には以下のような問題点も指摘出来る。

第一に、提言においてはそれ程説得的ではないものや、十分に論じられていない類型の事例があることである。例えば、排他性の推定に関しては、当事者の裁判を受ける権利に対する影響が大きいことを考えれば、推定を逆にすることも十分考えられ、国際的潮流によって正当化するだけでは、やや説得力に欠ける印象を受ける。また、消費者契約においては、巨額の投資を行うような消費者を保護の対象から外す方策は検討されているものの、電子商取引のように売主も個人であり両当事者の力関係に差がないような類型については検討が十分になされていない。

第二に、比較法的分析が普遍的視点に立ってなされている点も若干気になる点がある。抵触法上、あるべき統一的な抵触法モデルを目指して議論を組み立てるという方法は、国際的解決の調和という抵触法の目標からして現在でも否定されるべきではないが、このような方法を採用した結果、本論文における各国法の分析は、裁判例・学説についても検討がなされてはいるものの、やや一般的にならざるを得ず、やや物足りなさが残る。

第三に、第5章までの分析がやや記述的であり、若干冗長さを感じさせる点も指摘出来る。

以上のような問題点もあるものの、上述した通り、本論文は、国際的管轄合意を正面から扱った本格的論文として、また、タイに対し具体的な立法の導入を説得力ある形で提言するものとして、非常に高く評価出来、博士（比較法学）に相応しい水準にあると評価出来る。

博士（比較法学）の判定基準に則してより具体的に述べれば、本論文は、タイにおける国際的管轄合意に関する具体的規定の導入を提言するものであり、「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している（A）上に、タイ国内法への応用可能性を念頭に置いている（B）。本論文のテーマは、申請者の母国であるタイにおける国際的管轄合意に関する規定の導入という問題を扱っており、また、本論文では英語という申請者の母語以外の言語を用いて関連の研究動向が分析され、それを前提に議論が進められている（C）。本論文は、国際的管轄合意に関する明文規定がないタイにおいて、どのような規制枠組を導入すべきか、という問いに対し、国際的管轄合意に関する規定を導入すべきであるとした上で、特定性要件、排他性の推定をも含んだ形での実体的・形式的成立要件、消費者・労働者についての特則とその他の弱者についての公序要件等、具体的規定を提言する形で回答を示したものであり、問題設定が明確であり、且つ、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていると言える（D）。さらに、本論文は、行動経済学の知見を国際的裁判管轄合意における規制のあり方の検討に活用しようとしており、独自性が認められる（E）。そして、論証は、理論的にも堅固であり、予想される批判に対する回答も用意されている（F）。このように、本論文は、判定基準を十分に満たすものとなっている。

III 結論

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。